

気象警報発表等による地域子育て支援センターぐりぐらひろば臨時閉所判断基準

いの町教育委員会事務局

| 種別   | 内容                  | 閉所判断                                                                          |
|------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 避難情報 | 避難指示（警戒レベル4）以上      | ◎伊野地区に左記の避難情報が発令された場合は、 <u>即時臨時閉所</u> とする                                     |
|      | 高齢者等避難（警戒レベル3）      | ◎伊野地区に左記の避難情報が発令された場合は、原則臨時閉所とする。                                             |
| 気象情報 | 特別警報                | ◎いの町に特別警報が発表された場合は、 <u>即時臨時閉所</u> とする。                                        |
|      | 警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪） | ◎いの町に左記の警報等が複数発表された場合（又は発表中若しくは台風接近等による発表見込の場合）には、臨時閉所を検討する。                  |
| 地震情報 | 震度5弱以上の地震           | ◎いの町で、左記の震度階級が計測された場合、 <u>即時臨時閉所</u> とする。閉所後の開所可否については、施設・設備の損傷状況を確認した上で判断する。 |

（令和6年10月策定）

※非常変災その他急迫の事情による場合でも、地域子育て支援センター利用者に危険が及ぶ恐れがあるときは、教育委員会事務局の判断により閉所とすることができる。

※その他、交通事情等の諸事情により開所に支障を来す場合は、教育委員会事務局の判断により臨時閉所とすることができる。

○上記を判断基準とし、地域子育て支援センターぐりぐらひろばの臨時閉所を決定した場合は、速やかに教育委員会事務局から教育長に報告する。

（参考）

特別警報・・・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量になると予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯性低気圧により大雨（大雪）・暴風等になると予想される場合に発令される。このほか、津波・火山噴火・地震の特別警報については、それぞれ大津波警報、噴火警報、震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づけている。